

## 地方運輸局

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	1-1 内部管理事務	C-c	地方運輸局が担う事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は国において行うべきである。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると国に残す事務とされている。	-	-
運	1-2 同上 (地方移譲に係るもの)	A-a	地方に移管される事務及びその執行体制に対応する内部管理事務は地方において行うべきである。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	2 総合的・基本的な政策の企画立案、横断的な公共交通活性化施策の総括	A-b-① (市町村の自主性・独立性が高められるよう、求められた場合を除き、指導・助言等の関与は行わない) C-c	交通基本法を実現していくためには、国民の移動手段が確保される社会の実現に向け、地域の公共交通に関する取り組みへの支援を充実していく必要があるため、地域公共交通に係る国の支援策を抜本的に見直し、新たに「地域公共交通確保維持改善事業(仮称)」を創設することにより、地域の多様な関係者による議論を踏まえた取組みを一括して支援する仕組みを構築し、地域の使い勝手を向上させることとしている。 また、市町村の自主性・独立性が高められるよう、求められた場合を除き、指導・助言等の関与は行わないこととする。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	-	事業仕分けにおいては、地域公共交通活性化・再生総合事業について、「各自治体の判断に任せる(長期的には財源を移して各自治体の判断に任せるべき)。」、公共交通活性化総合プログラムについて、「廃止」ととりまとめられ、さらに、行政事業レビュー(公開プロセス)においては、地域公共交通活性化・再生総合事業について、「一旦廃止 ただし、政策目的はご理解頂いたので、政策目的を達成するため、交通基本法の検討の中でより効果的な支援策に見直し」ととりまとめられたところ。
運	3-1 観光振興等 ・民間に関する助成 ・国際観光振興 ・地域に対するコンサルティング等	A-b-① (専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組みで一の都道府県内の地域に係るものは、求めがなければ行わない。)	国際観光業務に重点化するほか、地方の観光振興について、全国的な視点に立った先端的、モデル的な取組に特化し、専ら地域固有の発意による創意工夫が活かせる地域振興的な取組みで一の都道府県内の地域に係るものは、求めがなければ行わない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。(ただし、観光関係国庫補助事業に関する事務は廃止・民営化する事務とされている。)	-	-
運	3-2 同上(国際観光部門)					
運	3-3 同上(観光関係国庫補助事業に関する事務)	C-c				

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	4-1 交通バリアフリーの推進、環境対策、物流振興・効率化施策の推進に関する事務の総括	C-c	<p>【交通バリアフリーに関する事務】</p> <p>交通環境部において行う交通バリアフリーの推進に関する事務を総轄する事務は、交通のバリアフリー化においては各モード間の連続性が重要であるため横断的に推進を図る必要があることから、本省と個別の交通モードの所管部門との横断的な調整等を行うものであり、地方運輸局において行う必要がある。</p> <p>【環境対策に関する事務】</p> <p>運輸分野における環境対策に関する業務は、環境意識の高まりといった運輸を取り巻く社会経済情勢や事業環境の変化を踏まえ、国が一定の方針を示し率先して取り組むべき課題であり、このための施策を個別の交通モードに係る業務と一体的に地方運輸局において行う必要がある。</p> <p>【物流振興・効率化施策の推進に関する事務】</p> <p>物流政策については、国内外の発着地間全体にわたる広域的な視点が不可欠であり、また、各交通モードに係る行政等と一体不可分である性格を有しているため、国際競争力の強化や環境負荷の低減等を目的とした様々な施策を総合的・一体的に推進するには、地方運輸局の国策実行部隊としての機能が必要である。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	【交通バリアフリーに関する事務】地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進のため、整備対象施設の範囲の拡大や数値目標の設定等も含め、必要な具体的方策を検討し、平成22年度内を目途にその結論を得る。（「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成22年6月29日閣議決定））
運	4-2 同上（バリアフリー関係国庫補助事業に関する事務）	事実誤認	事実誤認。交通環境部においてバリアフリー関係国庫補助事業に関する事務は行っていない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	-
運	5 倉庫業の登録・指導監督	C-c	倉庫業の登録・指導監督は、国が一元的に実施しており、二重行政は生じていない。全国各地を発着地として広域的に物流事業が展開されていることから、国による全国一律の登録・指導監督基準により倉庫業者の円滑な事業活動、ひいては効率的な物流を確保することが必要である。また、安全対策の観点からも国による全国一律の倉庫の整備基準により倉庫の安全性を確保することが必要である。さらに、国際競争力の強化の観点からも、国による一元的な指揮命令系統の下、トラック、港湾運送等の他の物流事業と一体的に地域差なく均質かつ迅速に指導監督を行うことが必要であることから、地方公共団体への移管は適切でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の保護並びに地方運輸局の所掌に関する情報化に関する基本的な企画及び立案	C-c	<p>【地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の保護関係】</p> <p>バリアフリー法において、バリアフリー施策のスパイラルアップ及び心のバリアフリーの推進は国の責務とされているところ、各地域におけるバリアフリーに関する当事者の意見の集約や制度反映のための調整、全国的な心のバリアフリーの浸透のためのバリアフリー教室の開催等の事務は引き続き地方運輸局で行う必要がある。また、消費者基本法において、消費者施策の推進は国の責務とされているところ、各地域における交通に係る消費者の意見・苦情の集約や制度反映のための調整等の事務は、引き続き地方運輸局で行う必要がある。</p> <p>【地方運輸局の所掌に関する情報化関係】</p> <p>政府全体で取り組んでいる情報化推進業務について、地方運輸局における情報化施策を推進するとともに、個別施策の推進に当たり各交通モードを所管する地方運輸局関係部局や管轄区域における交通・観光事業者との調整を行う。また、地方運輸局関係部局や管轄区域における交通・観光事業者と連携しながら、交通・観光関係の情報を収集し、陸・海・空の各交通モードと観光に関して全国統計の基盤となる地域ブロック統計を作成している。このように、本省や地方運輸局関係部局、管轄区域における関係者と密接に連携しながら業務を行うため、これら業務は引き続き地方運輸局で行うことが必要である。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	<p>【地方運輸局の所掌事務に係る一般消費者の利便の増進及び利益の保護関係】</p> <p>○地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進のため、整備対象施設の範囲の拡大や数値目標の設定等も含め、必要な具体的方策を検討し、平成22年度内を目途にその結論を得る。(「障がい者制度改革の推進のための基本的な方向について」(平成22年6月29日閣議決定))</p> <p>○各府省庁は、消費者が主役となる社会の実現を目指して、今後は、相互間の情報の共有を進め、的確な役割分担や共同の取組によって、それぞれの業務を確実に遂行します。(「消費者基本計画」(平成22年3月閣議決定))</p> <p>【地方運輸局の所掌に関する情報化関係】</p> <p>○IT戦略の実施に当たっては、これまでの関連施策が効果を上げていない原因を徹底的に追求し、IT戦略以外の各政策との連携、関係府省間の連携、政府と自治体との連携、政府と民間との連携等を具体的に進め、新たな国民主権の社会が早期に確立されるよう、国を挙げて、強力に推進する。(「新たな情報通信技術戦略」平成22年5月IT戦略本部決定)</p> <p>○公的統計(国の行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等が作成する統計)は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であると位置付けられるとともに、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。(「公的統計の整備に関する基本的な計画」平成21年3月13日閣議決定)</p>
運	6-1 鉄道事業等の許認可・監査・行政処分等 ・鉄道事業 ・索道事業 ・専用鉄道	C-c	公共交通機関である鉄道は、広域に跨ってネットワークを形成しており、重大な事故等が発生した場合の社会的影響が大きく、事業者に対する許認可や監査、行政処分等は安全の確保に直接関わるものである。事故等が発生した場合には、国が重大な事故等に係る再発防止対策を全国一斉に迅速かつ適確に展開・指導する必要がある、地方移譲を行った場合には、このような緊急時の対応等に著しい支障が生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じる恐れがある。さらに、鉄道は他の交通モードと異なり、ハード及びソフトが一体となって安全運行が確保される総合システムであることから、土木・電気・車両・運転等の多岐の分野に関する専門的知識・経験を有する者が事故調査や許認可や監査等を的確に運用する必要があり、かつ当該業務を全国200名に満たない職員により実施している中で、地方移譲を行った場合には行政効率率が著しく非効率にならざるを得ないこととなる。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている(ただし、JRに対する許認可等は引き続き国で実施することとなっている。)	-	-
運	6-2 同上(鉄道事業(JR))					

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	7 軌道事業の許認可・監査・行政処分等	C-c	公共交通機関である軌道は、鉄道と同様、重大な事故等が発生した場合の社会的影響が大きく、事業者に対する許認可や監査、行政処分等は安全の確保に直接関わるものである。事故等が発生した場合には、国が重大な事故等に係る再発防止対策を全国一斉に迅速かつ適確に展開・指導する必要がある中で、地方移譲を行った場合には、このような緊急時の対応等に著しい支障が生じ、国民の生命・財産に重大な被害を生じる恐れがある。さらに、軌道事業は、鉄道と同様、他の交通モードと異なり、ハード及びソフトが一体となって安全運行が確保される総合システムであることから、土木・電気・車両・運転等の多岐の分野に関する専門的知識・経験を有する者が事故調査や許認可や監査等を的確に運用する必要がある、かつ当該業務を全国200名に満たない職員により実施している中で、地方移譲を行った場合には行政効率が著しく非効率にならざるを得ないこととなる。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	8-1 鉄道等に関する助成	C-c	鉄道事業等の安全確保等に関わる助成は、鉄道事業者に対する規制のあり方と一体的に政策判断をする必要がある。具体的には、国による制度・安全基準の策定、安全基準に合致しているかの審査等、制度・安全基準の改正等の一連のサイクルを通じて実施される許認可等と一体的に助成の緊急性が判断されること、全国のいずれかの鉄軌道で起こった事故等をもとに全国的な助成の緊急性が判断されること等が必要であり、許認可等と切り離して助成業務の地方移譲を行った場合には、効果的な鉄道行政の実現が害されることとなり、国民の生命・財産に重大な被害が生じる恐れがある。また、安全の確保に必要な施設・設備等に対する助成業務については、安全面での知識やノウハウが不可欠であり、かつ当該業務が少数の職員によって実施されている中で、地方移譲を行った場合には行政効率も著しく非効率にならざるを得ないこととなる。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている(ただし、JRに対する助成は引き続き国で実施することとなっている。)	-	-
運	8-2 同上(JR)					
運	9 統計調査の実施・鉄道車両等生産動態統計調査	C-b	社会・経済の変化に対応した統計の整備を推進するとともに、統計調査の精度の維持と効率的な実施を図るため、鉄道車両等生産動態統計調査に関して見直しを行い、平成21年4月調査分より地方運輸局を経由せず本省直轄で実施している。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月25日閣議決定)、統計委員会答申
運	鉄道関係国庫補助事業に関する事務	C-c	鉄道関係国庫補助事業に関する事務は、輸送の安全性の確保等を目的とするもので、鉄道事業者の行う補助対象事業の内容を的確に審査・監査し、安全基準に合致しているかを確認する必要がある、具体的には、国による制度・安全基準の策定、安全基準に合致しているかの審査等、制度・安全基準の改正等の一連のサイクルを通じて実施される許認可等と一体的に実施する必要がある。また、安全の確保に必要な施設・設備等に対する補助業務については、安全面での知識やノウハウが不可欠である。このため、鉄道関係国庫補助事業に関する事務は引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、廃止又は民営化により、輸送の安全性の確保等の実現が害され、国民の生命・財産に重大な被害が生じる恐れがある。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	10 旅客自動車運送事業の許認可等 ・バス事業 ・タクシー事業	A-b-① (自家用有償旅客運送) C-c	自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する。一方、その他のバス・タクシー事業の許認可等については、地方公共団体との二重行政は生じておらず、当該事業の安全確保、事業の広域性、基準策定から執行までの一体的実施、一元的な指揮命令系統の必要性及び職員の効率的配置の観点から引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	出先機関改革に関する工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）
運	11 トラック事業の許認可等	C-c	トラック事業に関する許認可等は、地方公共団体との二重行政は生じておらず、当該事業の安全確保、事業の広域性、基準策定から執行までの一体的実施、一元的な指揮命令系統の必要性及び職員の効率的配置の観点から引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	12 自動車運送事業に対する助成	C-c	自動車運送事業に対する助成は、車両の低公害化やバリアフリー化の促進など国民的な政策課題に対応するものであり、国が率先して取り組むべきものである。なお、当該事務は、国土交通本省において一元的に審査等を行っており、地方運輸局では申請書類の経由事務のみを行っていることから、これらの経由事務の実施については地方公共団体への移管による効率化の余地が乏しい。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。（ただし、バス関係国庫補助事業に関する事務は廃止・民営化する事務とされている。	-	-
運	バス関係国庫補助事業に関する事務					
運	13 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業	C-c	自動車損害賠償保障事業に関する事務は、地方公共団体との二重行政は生じていない。加害者は資力や遵法精神に欠け回収が難航する場合もあり、確実な債権回収のためには、てん補を行った国自らが責任を持って回収事務を担うことが適当であり、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	14 自動車の登録・自動車抵当	C-c	自動車の登録に関する事務は、自動車の所有権を法的に公証し、その安定的流通を保証するとともに、登録は自動車を行するための法的要件でもあり、その事務の実施は公権力の行使そのものであることから、国が実施することが適当である。また、自動車抵当は、登録により公証された所有権を前提として設定するものであり、登録事務と一体的に国が行うことが適当である。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	出先機関改革に関する工程表（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）
運	15 自動車の整備命令に関する業務、自動車検査に関する業務等	C-c	自動車検査に関する業務等は、全国一律の基準で対応することが必要であることから国が一元的に行うことが適当であり、地方公共団体への移管は適当でない。また、自動車を行するための法的要件である自動車検査証の交付事務及び自動車の整備命令については、ともに公権力の行使そのものであることから、国が責任をもって行うことが適当である。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	-
運	16 自動車整備事業の許認可・監査等	C-c	自動車整備事業の許認可・監査等は、地方公共団体との二重行政は生じておらず、また、全国で販売・流通し、移動する自動車の検査制度において、継続検査の約7割を扱っている民間車検場（指定整備工場）等を適切に監督するために行っているものであり、自動車検査制度と一体不可分なものであることから、国が一元的に行うことが適当であり、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	貨物利用運送事業、道路運送事業及びバスターミナル事業に関する事業の監査及びこれに基づく指導並びに家用自動車の使用についての監査及びこれに基づく指導に関する事務等	C-c	道路運送事業等に関する監査・指導に関する事務は、地方公共団体との二重行政は生じておらず、当該事業の安全確保、事業の広域性、基準策定から執行までの一体的実施、一元的な指揮命令システムの必要性及び職員の効率的配置の観点から引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	道路運送の安全に関する事務	C-c	道路運送の安全の確保に関する事務は、地方公共団体との二重行政は生じておらず、当該事業の安全確保、事業の広域性、基準策定から執行までの一体的実施、一元的な指揮命令システムの必要性及び職員の効率的配置の観点から引き続き国で実施していくことが必要不可欠であり、その運用に地域差はあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	17 海上運送事業等の許認可・監査・行政処分	C-c	当該事務は、国民の生命・身体に直接関わる安全確保に関するものであることから、業務遂行上の体制や他の海事行政分野と切り離すことによる他部署との連携等において、移管前の水準を維持できるか懸念されるところであり、またその運用に地域差はあるべきでなく、引き続き国が実施することが必要不可欠であり、地方公共団体への移管は適切でない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	旅客定期航路事業（対外旅客定期航路事業を除く。）及び旅客不定期航路事業に関する許可及び認可に係る安全上の審査に関する事務	C-c	旅客定期航路事業等は、我が国の国際物流の基盤として必要不可欠な事業活動であるとともに国内物流ネットワークの一端を担っているところ。そのため、港湾運送事業等の許認可等については、港湾運送サービスの効率的かつ適正な実施による国際・国内の物流・産業活動の円滑化や、事業者の全国での事業展開への対応等の観点、また、労働組合が全国組織である産別組合を結成しており、一地方港の労働問題が直ちに全国の港に影響を及ぼすことがあること等から、全国的な見地での公平性の確保等が必要であり、地域主権大綱P8、（注）の①及び②に該当するため、国において実施することが必要。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	18 港湾運送事業等の許認可・監査・行政処分	C-c	港湾運送事業等は、我が国の国際物流の基盤として必要不可欠な事業活動であるとともに国内物流ネットワークの一端を担っているところ。そのため、港湾運送事業等の許認可等については、港湾運送サービスの効率的かつ適正な実施による国際・国内の物流・産業活動の円滑化や、事業者の全国での事業展開への対応等の観点、また、労働組合が全国組織である産別組合を結成しており、一地方港の労働問題が直ちに全国の港に影響を及ぼすことがあること等から、全国的な見地での公平性の確保等が必要であり、地域主権大綱P8、（注）の①及び②に該当するため、国において実施することが必要。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	19 造船業の許認可・監査等	C-c	造船業は世界単一市場であり、一国の政策が市場に与える影響が大きいと、国際的な競争政策等との兼ね合いから、我が国においても一定規模の造船施設の新設等を行う造船事業者に対し、国家的視点から許可等を求め、一元的な国の組織体系で全国一律に実施することにより健全な造船市場の確保を図っているところである。その一部として地方運輸局が行う小規模の造船施設の新設等に係る許可等の事務のみを国から切り離し、地方自治体等に移管することは、上記の本施策の目的に照らして適切ではなく、たとえ広域的实施体制等の整備を行ったとしても同様である。また、本施策の目的からして事務・権限の的確な執行体制の整備が不可欠である一方で、見込まれる事務量が微小であることから、地方移譲に際し行政効率の著しい低下が見込まれる。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	20 統計調査の実施 ・内航船舶輸送統計調査 ・造船機統計調査 ・船員労働統計調査	C-b (内航船舶輸送統計調査) C-c	<p>【内航船舶輸送統計調査】 社会・経済の変化に対応した統計の整備を推進するとともに、統計調査の精度の維持と効率的な実施を図るため、内航船舶輸送統計調査に関して見直しを行い、平成22年4月調査分より地方運輸局を経由せず本省直轄で実施している。</p> <p>【造船機統計調査・船員労働統計調査】 現在、国の地方出先機関において、造船業の許可・監督等に関する政策並びに船員の労働条件及び賃金等に関する政策（以下「2つの政策」）の業務とともに、造船機統計調査及び船員労働統計調査（以下「2つの統計調査」）を調査対象事業者に対して実施している。</p> <p>これら、2つの統計調査は、2つの政策の基礎資料としても使用されており、引き続き必要である。</p> <p>当該2つの統計調査は、現在は国の地方出先機関において少額の予算で実施しているが、仮に本省において外部委託にした場合は、業務委託費として多額の予算が必要となる。</p> <p>また、当該統計調査は、現在所管事業者との日常的な業務と連動して円滑かつ合理的に行っており、本省において外部委託した場合には、調査対象名簿の更新、回収等に支障をきたし、回収率や統計精度の低下が懸念される。よって、国の地方出先機関で2つの統計調査を実施した方が合理的である。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。		
運	21 海事代理士に関する登録等	C-c	<p>利用者の利便性及び権利・利益の確保の観点から、国家資格者たる海事代理士として海事関係法令に関する高度な専門的知識や的確な事務処理能力等、一定の資質等を確保するために、統一的な基準に基づき対応する必要があることから、事務量等の規模も勘案して、国において実施する必要がある。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。（ただし、海事代理士試験の実施は廃止・民営化する事務とされている。）		
運	22 海事代理士試験の実施					
運	23 船員の職業紹介	C-c	<p>求職者の住所、求人者の住所、就業場所が広域に跨ることから国が広域的・一元的に実施する必要があり、かつ、海上労働の特殊性から他の海事行政と一体的に実施する必要がある。さらにILO第88号条約には、「職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される」とされている。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。		
運	24 船員の雇用保険関係	C-c	<p>雇用保険の認定業務は船員の求職活動を認定して行うものであり、船員の職業紹介と密接不可分であるため、国が実施する必要がある。また、雇用保険は雇用失業情勢が時期や地域等により大きく異なることから保険集団をできる限り大きくしてリスク分散を図る必要があるため、政府管掌保険として運営する必要がある。</p>	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。		

機関名	事務・権限	自己仕分結果		地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
		(記号)	(説明)			
運	離島航路関係国庫補助事業に関する事務	C-c	当該事務は、日本全国いかなる地域に住んでいる国民に対しても全国共通に最低限の移動の確保及び離島の持つ国境や経済水域の維持管理の観点や自然環境保全等の面からの国益確保に関するものであることから、国が責任を持って対応すべき事業であり、都道府県の支援の度合いにより輸送サービスの廃止の発生等離島内の不公平が生じないように、国として必要最低限のサービス水準を確保すべく、本省における補助金額の確定等の事務と一体的に当該事務を運輸局において実施する必要がある。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	-
運	25 船舶検査	C-c	船舶検査、外国監督船舶（PSC）及び登録・測度に関する事務は、国際条約に基づくものであり、国際的にも国の事務。また、国際基準への適合性確認、条約証書の交付、外国船舶の拘留、国籍の公証等といった業務の性質上、外国政府や国際機関との調整・連携が必須であるとともに、国際基準の統一的運用確保のため、一元的な指揮命令系統、全国異動を含む職員の一元管理が不可欠。さらに、PSC執行官の資格要件や外国政府による日本船舶に対するPSCへの対応等の観点から、これらの事務は国において一体的に実施すべきであり、一部の事務を切り離して移譲することは行政の効率性や利用者利便を損なう。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。（ただし、外国船舶の監督等は引き続き国で実施することとなっている。）	-	-
運	27 外国船舶の監督等					
運	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する事務 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事務					
運	船舶のトン数の測度及び登録に関する事務					
運	26 運航労務監査	C-c	当該事務を都道府県に移管することは、業務遂行上の体制の整備、他の海事行政分野と切り離すことによる他部署との連携及び海難事故の再発防止策の実施等に関し広域的性質を有する海上運送に求められる全国的画一的な対応について、移管前の水準を維持できるか懸念されるところであり、今後も国において一元的に所掌することが適切である。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると、地方移管する事務とされている。	-	-
運	28 海技士等に関する登録等	C-c	当該事務は、船舶に乗り組む者の能力を証明及び確認する事務であるが、船舶の航行の安全の確保という国民の生命・財産の保護に関するものであり、船舶は広域性を有していることから、全国統一された基準・運用により実施する必要がある。 上記の観点から、深刻な海難を機に締結された国際条約において、外国船舶の監督とともに、条約の締約国自らが、船員の資格証明について責任を持って対応することが義務付けられており、自治体への当該事務の移譲は条約の趣旨に反することから、引き続き国が責任を持って実施することが適当である。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。（ただし、海技士試験等の実施は廃止・民営化する事務とされている。）	-	-
運	29 海技士試験等の実施					
運	タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する事務	C-c	タンカー油濁損害賠償保障契約に関する事務は、条約に基づく国の責務として実施されている。また、両契約に関する事務は行政の公平性・効率性、職員養成の困難性、海難等緊急時の対応の観点から、引き続き、国において実施することが必要不可欠であり、地方公共団体への移管は適切ではない。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると地方移管する事務とされている。	-	-
運	30 統計調査の実施 ・自動車輸送統計調査	C-b	社会・経済の変化に対応した統計の整備を推進するとともに、統計調査の精度の維持及び効率的な実施のため、自動車輸送統計調査に関して見直しを行い、平成22年10月から地方運輸局を經由せず本省直轄で調査を実施することとしている。	7月15日に全国知事会によってとりまとめられた「国の出先機関の原則廃止に向けて」によると廃止・民営化する事務とされている。	-	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）、統計委員会答申